

令和2年
大東市議会
開會議會議案

条例新旧対照表

印刷物番号
2-18

もくじ

・議案第44号	大東市市税条例	2
・議案第45号	大東市国民健康保険条例	6
・議案第46号	大東市後期高齢者医療に関する条例	10

大東市市税条例 新旧対照表

新
本則 (略)
附 則
第1条～第9条の2 (略) (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2～26 (略)
<u>27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</u>
第10条の3～第15条の3 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税)
第15条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間（附則第15条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
第15条の4の2～第19条の6 (略)

主要改正点

- 認定先端設備等に位置付けられる事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の税率を、取得から3年度分に限り0%としたこと。
- 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長したこと。

旧
本則 (略)
附 則
第1条～第9条の2 (略) (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2～26 (略)
第10条の3～第15条の3 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税)
第15条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間（附則第15条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
第15条の4の2～第19条の6 (略)

新

(新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等)

第19条の7 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第20条～第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

第29条 (略)

旧

第20条～第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新

第1条～第9条（略）

（精神・結核医療給付金）

第10条（略）

2～3（略）

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療給付金の支払があつたものとみなす。

第11条～第32条（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

主要改正点

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給することとしたこと。

日

第1条～第9条（略）
(精神・結核医療給付金)

第10条（略）

2～3（略）

4 前項の規定による支払いがあったときは、世帯主に対し精神・結核医療給付金の支払いがあったものとみなす。

第11条～第32条（略）

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大東市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により任命されている国民健康保険運営協議会委員は、改正後の大東市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により任命された国民健康保険運営協議会委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、旧条例第2条の規定により任命された日から起算する。

3 新条例第4章の規定は、施行日以後に事由が生じた保険給付について適用し、施行日前に事由が生じた保険給付については、なお従前の例による。

4 旧条例第7条及び第8条の規定によりした助産費及び葬祭費の申込みは、新条例第8条及び第9条の規定による助産費及び葬祭費の申込みとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3ヶ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

旧

大東市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (本市において行う事務)
第2条 (略) (1) ~ (7) (略)
(8) <u>広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u>
(9) (略)
第3条 ~ 第10条 (略)

主要改正点

- 本市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付についての事務を追加したこと。

旧
第1条 (略) (本市において行う事務)
第2条 (略) (1) ~ (7) (略)
(8) (略)
第3条 ~ 第10条 (略)